平成２４年（フ）第４３２号
沖縄県那覇市繁多川１丁目16番30―801号
県営繁多川高層住宅、開始決定時の住所沖縄県那覇市繁多川４丁目11番49号
破産者　平良　　明
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目１番地１
破産者　平良　　勉
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第８８７０号
大阪府茨木市東太田１丁目５番115号、前住所奈良市あやめ池南１丁目６番41―207号
破産者　大石　晶久
1　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午後３時
平成25年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５号
広島市中区三川町５番４号
破産者　株式会社シルク
1　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
2　一般調査期日　平成25年10月16日午後３時30分
平成25年７月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８６号
広島市安佐南区緑井７丁目15番22号
破産者　瀬川　信也
1　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
2　一般調査期日　平成25年10月16日午後３時30分
平成25年７月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
長崎県大村市久原１丁目394番地２
破産者　福地　勝伸
1　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
2　一般調査期日　平成25年10月９日午後２時
平成25年７月11日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
長崎県諫早市久山台68番地７
破産者　山下　健二
1　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
2　一般調査期日　平成25年９月11日午後１時30分
平成25年７月11日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２号
沖縄県石垣市字登野城599番地１
破産者　比嘉　洋子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
2　一般調査期日　平成25年８月22日午後４時30分
平成25年７月11日　那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１３０号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目５番508号
破産者　大嶋　正則
1　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
2　一般調査期日　平成25年９月18日午前11時40分
平成25年７月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４７９号
京都市中京区三坊西洞院町565号ラフィーネ御池601号、開始決定時の住所京都市左京区松ケ崎小竹薮町27番地の６
破産者　瑞紘こと伊藤圭祐こと　伊藤　啓介
1　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
2　一般調査期日　平成25年11月５日午前10時
平成25年７月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０３５号
大阪府枚方市岡南町３番36号
破産者　藤田　二郎
1　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
2　一般調査期日　平成25年10月９日午後１時30分
平成25年７月10日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会期日の変更

平成２４年（フ）第１号
鳥取県鳥取市福部町湯山609番地２
破産者　滝本産業株式会社
主文　上記の者に対する破産手続開始事件につき、財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日平成25年９月30日午後２時を、平成25年10月７日午後２時と変更した。
平成25年７月９日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市鹿野町鷲峰234番地
破産者　株式会社ジャパン緑化
主文　上記の者に対する破産手続開始事件につき、財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日平成25年９月30日午後１時30分を、平成25年10月７日午後１時30分と変更した。
平成25年７月９日　　鳥取地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０８７号
東京都足立区伊興５丁目23番10号
清算株式会社　金澤建設株式会社
代表清算人　樋口　　收
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　第１回弁済
清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、第１回弁済を行う。各協定債権者への弁済額は、第１回弁済実施の日までに換価した資産の代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権の元本額の割合（小数点第３位以下四捨五入。以下同じ。）に応じて按分した額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）とする。
2　第２回弁済
第１回弁済実施の日までに換価を終了していない資産がある場合、清算株式会社は、各協定債権者に対し、当該資産の換価が全て終了した時点から１か月以内に、第２回弁済を行う。各協定債権者への弁済額は、第２回弁済実施の日までに換価した資産の代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の各協定債権の元本額の割合に応じて按分した額とする。第２回弁済は、概ね第１回弁済の日から６か月以内を目処に実施する。
3　残債務の免除
第１回弁済実施の日までに全ての資産が換価された場合、協定債権者は、第１回弁済を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。第１回弁済実施の日までに換価を終了していない資産がある場合、協定債権者は、第２回弁済を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から第１回弁済及び第２回弁済の額の総額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
第２回弁済（第１回弁済実施の日までに全ての資産が換価された場合は第１回弁済）の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本額の割合に応じて按分した額を弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１号
静岡県浜松市中区元城町216番地の11　鴻池元城ビル２階
再生債務者　株式会社東海内装
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　静岡県浜松市中区中央１丁目６番22号　ＳＬビル２階　黒柳安生法律事務所　弁護士　黒柳　安生
平成25年７月９日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係